

(仮称) 高齢者を対象としたタクシー運賃助成システム導入業務 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

(仮称) 高齢者を対象としたタクシー運賃助成システム導入業務

2 業務の目的

本業務は、「高齢者外出支援事業」及び「高齢者運転免許証自主返納促進事業」を実施するにあたり、高齢者やタクシー事業者の利便性向上や利用促進などを図るため、マイナンバーカードの空き領域を活用したタクシー運賃助成システム（以下、「タクシー運賃助成システム」という。）を構築し、運用する。

(1) 高齢者外出支援事業

宇都宮市（以下「本市」という。）では、70歳以上の高齢者に「外出のきっかけ」を提供することで、健康づくりや社会参加を促進することを目的とし、バスや地域内交通、ライトラインで利用できる、1万円分の福祉ポイントを交通系ICカード「totra（トトラ）」に付与する「高齢者外出支援事業」を実施している。こうした中、地理的事情や身体的理由等から本事業の利用に至らなかった高齢者も一定数存在しており、これまで以上に外出するきっかけとなるよう、本事業で利用できる交通機関について、タクシーへの利用拡充を図ることとした。

(2) 高齢者運転免許証自主返納促進事業

運転に不安を抱える高齢運転者による交通事故の防止を図ることを目的とし、運転免許証の返納のきっかけとなるインセンティブ（公共交通などに利用できるポイントの付与）を創出することで、高齢者の自主返納を促進するため、免許返納時の年齢が70才以上である高齢者に対して、「高齢者運転免許証自主返納促進事業」を実施することとした。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

なお、本システムは少なくとも3年間運用することを想定している。

4 業務の場所

宇都宮市役所及び市内タクシー事業所

5 事業の概要

(1) 対象者

令和8年3月31日現在の市内に住民登録がある70歳以上の高齢者
108,527人

《参考》 事業の規模

ア 高齢者外出支援事業：令和7年度の申請者(totraへのポイント付与等)数
36,526人

イ 高齢者運転免許証自主返納促進事業：令和7年度の70歳以上の自主返納者数
1,420人

(2) 業務内容

本業務については、令和9年度よりマイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成を実施するため、マイナンバーカードの拡張利用領域に必要な情報を書き込み、タクシー運賃を助成する福祉ポイントを付与できるタクシー運賃助成システムを開発するとともに、マイナンバーカードの福祉ポイントを読み取り運賃助成を行うことができる車載器を調達・設置・設定することを業務委託するもの

(3) 事業スケジュール（予定）

令和8年7～9月	・タクシー運賃助成システムの構築
令和8年10月	・マイナンバーカードAP搭載システム用PC機器等設置 ・タクシー運賃助成システム事前運用テスト ・窓口登録業務従事者システム研修
令和8年11月	・タクシー運賃助成システム運用開始
令和8年12月	・マイナンバーカードへの情報登録窓口運用開始【別委託】
令和9年1～3月	・タクシー事業者への車載器の調達、設置及び操作説明
令和9年4月～	・タクシー運賃助成開始

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

- ・ 本仕様書は、本業務に適用されるものとする。
- ・ 本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、「第3章 特記仕様」によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- ・ 受託者は、業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- ・ 業務主任担当者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- ・ 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義（協議）

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行にあたっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守する。

6 機密の保持

- ・ 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- ・ 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

8 一括再委託の禁止

- ・ 受託者は、業務の全部を一括して、又はプロジェクト管理等の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- ・ 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- ・ 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

9 関係機関等との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

10 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類等を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするとき、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ・ 業務工程表
- ・ 業務主任担当者等届

(2) システム構築完了時

- ・ 成果品納品書
- ・ システム操作マニュアル
- ・ システム設定が網羅された図書（パラメータに関すること等）

(3) 業務完了時

- ・ 業務完了届

11 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時並びに随時必要に応じて行い、受託者は都度、その結果をまとめた議事録を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、本市が必要と判断した場合において、オンライン会議ツールを活用した遠隔方式にて打合わせを実施する。

12 検査及び業務の完了

- ・ 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- ・ 受託者は、検査の承認をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

1.3 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・ タクシー運賃助成システム 一式
- ・ タクシー車載器及び納品証明書 一式
- ※「第3章 特記仕様 3」参照
- ・ タクシー運賃助成システムの操作マニュアル（冊子（2部）及びデータ） 一式
- ・ タクシー車載器の操作マニュアル（冊子（2部）及びデータ）
- ・ タクシー運賃助成システム用PC（臨時で開設する窓口用）及び納品証明書 一式
- ※「第3章 特記仕様 2 (2)」参照

1.4 権利関係

- ・ 受託者は、本市に納入された納入物品の著作権（著作権法第27条及び第28条の所定の権利を含み、以下同様とする。）を納入物品に関する検収の完了をもって、受託者から本市に譲渡する。ただし、納入物品のうち、新規に作成されたプログラム等の著作権は、本市及び受託者の共有とし、本市及び受託者は共有となったプログラム等をそれぞれの相手方の同意を得ることなく著作権法に基づき利用することができる。
- ・ 前号の規定に関わらず、既に受託者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。
- ・ 本市が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等については、本市単独に帰属するものとする。
- ・ 受託者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受託者単独に帰属するものとする。
- ・ 本市及び受託者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、本市と受託者の共有とし、その持分を均等する。
- ・ 本業務で収集したデータは本市が保有するものとする。

1.5 その他

- ・ 業務の遂行にあたり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- ・ 本業務の受託者選定にあたって実施するプレゼンテーション審査において、受託者が企画提案した内容については、本業務期間において遅延なくすべてを履行すること。
- ・ 各種資料や成果品の作成にあつては、MicrosoftWord、MicrosoftExcel あるいはこれらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 タクシー運賃助成システムの構築

タクシーの運賃助成を実施するため、以下の要件を満たすシステムを開発の上、発注者の指定する端末へソフトウェア等のインストールを実施するほか、指定したタクシーに搭載する車載器を調達、設置、設定すること。

(1) 調達範囲

- ・ システム構築に係る調達範囲は、本システム利用をする際に必要となるシステム資産や請負作業を含めるものとする。
- ・ ソフトウェアについては、問題なくシステムを利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。

(2) 機能要件

タクシー運賃助成システムの機能要件は、以下のとおりとする。

ア マイナンバーカードAP（アプリケーション）搭載システム

- ・ 地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が提供している「マイナンバーカードAP搭載システム(※)」を利用できるよう、本市が指定する端末（L G W A N接続）への環境構築を行うこと。
※ マイナンバーカードAP搭載システムとは、マイナンバーカードの拡張利用領域にサービス提供に必要な情報（カードAP情報）を書き込むものである。

イ 利用登録

- ・ 本市が指定する端末（L G W A N接続）を用いて、マイナンバーカードの拡張利用領域内に、タクシー運賃の助成利用に必要な情報を書き込むことができる機能を有すること。

ウ ポイント付与

- ・ 本市が指定する年間の助成額分のポイントを対象者へ交付できること。また、利用助成額から運賃額を差し引く「引き去り方式」の機能を備えるなど、本市の指示に従って細かなカスタマイズに対応可能であること。
- ・ 対象者へ交付する年間のポイントの助成要件を、本市が指定する日でリセットする機能を有すること。
- ・ 1乗車で使用できるポイント数については、本市が指定する数値を柔軟に設定できるものであること。
- ・ 「高齢者外出支援事業」と「高齢者運転免許証自主返納促進事業」がそれぞれ付与するポイントを対象者が同時に保有し、運用することができること。また、双方の事業で付与されたポイントが共存する場合、どちらのポイントを優先して使用するか本市の指定に基づき設定できること。
- ・ 対象者への年間の助成要件を一括変更可能な機能を有すること。

- ・ 利用開始日を個別設定または指定する範囲内で一括設定ができること。
- ・ タクシー運賃助成に関する新たな事業を実施する際に、本タクシー運賃助成システムを活用できるよう、拡張性を有すること。

エ 精算システム

- ・ 本市及びタクシー事業者が、事務処理用PCを用いてタクシー運賃の助成利用情報を管理し、ポイント利用者ごとに指定する利用情報を閲覧及び出力できる機能を有すること。
- ・ 閲覧できる情報と出力形式については、本市と協議の上、詳細について決定すること。

(3) サーバ・データセンター要件

- ・ タクシー運賃助成システムについては、ウイルス対策や情報漏えい等の情報セキュリティ対策が講じられた信頼性の高いデータセンターを活用したクラウドコンピューティングにより、24時間365日利用ができること。
- ・ 使用するサーバについては、アクセスが集中した場合等においてもタクシー運賃助成システムが安定的に稼働するよう十分なリソースを確保すること。
- ・ コンテンツの追加等に応じて、データ容量を順次拡張することができるなど、拡張性があり、柔軟に対応できるものであること。
- ・ サーバのバックアップは少なくとも週次、2世代管理以上とすること。
- ・ サーバは、障害時に自動又は手動により、最終バックアップ地点まで復旧できる仕組みであること。
- ・ 耐震構造又は免震構造を有し、震度7以下の地震に耐え得る構造であること。
- ・ 非常用電源設備を有し、24時間365日の無瞬断無停電で運用できること。
- ・ データセンターの所在地は、バックアップデータの保存先も含め国内とすること。

(4) ネットワーク

- ・ LGWAN回線は、本市が用意したネットワークに接続することとし、インターネット回線については、回線の準備及び回線利用に関する費用は受託者の負担とすること。

(5) データの取得

- ・ タクシー運賃助成システムの利用データ（利用IDやODデータ）を出力し、本市の施策立案や事業実施に活用できること。
- ※ ODデータ（タクシー利用履歴）とは、タクシー1運行ごとの出発地と到着地、助成利用額等の利用情報を表すデータである。

2 タクシー運賃助成システムの設置・設定

(1) タクシー運賃助成システム用PC（常設）への設定

本市が保有するPCにおいて、タクシー運賃助成システムを使用できるよう必要な設定を行うこと。なお、本市の保有するPCのスペックは、以下のPCスペック①～③のいずれかであり、最大でも25台以内の設定を想定している。

【PCスペック①】

OS Windows11 Pro (バージョン 23H2)
CPU 13th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1345U 2.50 GHz
メモリ 8GB
HDD 256GB (SSD)

【PCスペック②】

OS Windows10 Pro (バージョン 21H2)
CPU 12th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1245U 2.50 GHz
メモリ 8GB
HDD 256GB (SSD)

※ Windows10 Pro のサポート終了後は、順次Windows11 Proへ移行していく予定

【PCスペック③】

OS Windows11 Enterprise (バージョン 24H2)
CPU Intel(R) Core(TM) Ultra5 135U (1.60GHz)
メモリ 16GB
HDD 256GB (SSD)

(2) タクシー運賃助成システム用PC（臨時設置）の設置・設定

- ・ 受託者は、本市が臨時で開設する窓口（以下「臨時窓口」という。）において、マイナンバーカードへの情報登録に使用するPCを7台調達し、本市に納品のうえ、タクシー運賃助成システムを使用できるよう必要な設定を行い、設置すること。
- ・ 納品するPCには下記のセキュリティソフトを初期搭載すること。

バージョン情報

Apex Oneサーバ

ビルド: 11564

SQLデータベース

サーバ名: APEXCE01\OFFICESCAN

データベース名: APEXCE01-ApexOne

Trend Micro Apex One™

© 2022 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.

(3) タクシー事業者の事務処理用PCの設定

- ・ タクシー事業者が保有する事務処理用PCにおいて、精算システムを使用するために必要な設定を行うこと。
- ・ タクシー事業所は約20か所であり、1つの事業所につき最低1台以上、精算システムを使うことができるよう設定すること。

3 タクシー車載器の設置・設定に係る要件

- ・ タクシー車載器は受託者が準備し、本市が指定するタクシー事業者へ納品の上、車両への設置や初期設定等、使用できる環境を整備し、納品証明書を市へ提出すること。
- ・ 納品台数は約550台を想定している。
- ・ 車載器はタクシーの車種や設備に関わらず、設置・使用できるものであること。
- ・ マイナンバーカードの拡張利用領域内のカードAP情報を読み込み、利用資格・助成残額等の確認ができる機能を有すること。
- ・ ポイント利用者の利用履歴を端末内部、またはインターネットを通じて保持することができる機能を有すること。なお、端末内に保持する場合は、利用履歴をタクシー事務所などインターネット回線が接続できる場所において、サービスサーバへ利用情報をアップすることができる機能を有すること。
- ・ タクシー事業者及びポイント利用者が簡単かつ分かりやすい方法でポイント利用の処理をできる仕様であること。
- ・ 複数名のポイント利用者がタクシーに同乗した場合、各ポイント利用者が保有しているポイントを合算して運賃助成の処理ができること。
- ・ 通信環境に左右されず、運賃の利用助成が使用できる仕様であること。ただし、通信費がかかった場合には、受託者の負担とする。

4 運用支援

(1) 保守対応

タクシー運賃助成システムの構築が完了し次第、以下に基づき令和9年3月31日まで保守を行うこと。

- ・ システムに障害が発生した場合、确实かつ速やかにデータの復旧を行うとともに、障害の内容を本市所定のメールアドレスへ通知すること。
- ・ タクシー運賃助成システムの運営上、必要と認められるソフトウェア等のバージョンアップを定期的に行うこと。また、ソフトウェア等に脆弱性がないか定期的に調査し、脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。
- ・ タクシー運賃助成システムを構成するサーバ等の機器及びソフトウェアについて、システムの稼働状況やサービス状況、不具合や異常、不正アクセスやマルウェア感染及びそれらの兆候等をチェックする定期点検を実施し、異常があった場合は速やかに対処するとともに本市へ報告に必要な処置を行うこと。
- ・ コンピューターウィルスの感染などにより、ソフトウェア等の復旧が困難な場合において、更新・入替を行うなど、適切な対処を行うこと。

- ・ 本市やタクシー事業者、タクシー運賃助成システムの操作方法に関する問い合わせや障害発生時の連絡を一元的に受け付け、早急に対応し、業務に支障をきたすことのないようにすること。
- ・ 将来、本市がタクシー運賃助成システムのリニューアルを行う場合、受託者はシステムに登録されたデータや構築時に必要となる資料を本市に提供すること。

(2) 窓口受付業務従事者への研修

- ・ 本市職員及び本市が別途発注する窓口受付業務従事者に向け、タクシー運賃助成システムの使用方法等に関する操作マニュアルを整備・配布するとともに、操作研修を最低2回以上開催し、必要な技術習得を支援すること。なお、場所は市が準備する。

(3) タクシー事業者への説明

- ・ 本事業に協力するタクシー事業者に向け、機器の使用方法等に関する操作マニュアルを整備・配布するとともに、説明会を最低2回以上開催し、必要な技術習得を支援すること。なお、場所は市が準備する。
- ・ タクシー事業者からのシステムや仕組み等に関する問い合わせは、原則受託者が対応すること。

5 情報の保管及び管理

情報の保管及び管理については、「情報処理業務委託に係る情報の保管管理等の特記仕様書」を適用する。